

文化財保護資金のご利用について（令和2年度第2回）

1. はじめに

文化財保護資金は、滋賀県内に所在する文化財の保護・保存をはかるために、これに必要な所有者の一時的な負担に対して資金を融資し、事業が円滑に行われることを願って設立された制度です。

2. 内 容

(1) 貸付の対象となる範囲

貸付の対象となる文化財の範囲は、文化財保護法または滋賀県文化財保護条例などにより、国・県または市町が指定した文化財およびこれに準ずるものとし、(登録文化財も含みますが、外部修理に限ります。ただし、営利活動を行っている物件については、全て対象外です。)

また、貸付の対象となる事業は、修理事業、防災施設その他環境整備事業、公開・記録に関する事業、その他保存について必要と認められる事業とします。

(2) 貸付の要件

次の要件を備えた文化財の所有者または管理者に貸付を行います。

- ① 対象事業を行うにあたり、経費の全部または一部を一時的に負担することが困難なもの。
- ② 対象事業に係る文化財を事業実施後適切に保存する見込のあるもの。
- ③ 貸付けた資金について償還能力のあるもの。

(3) 貸付の条件

- ① 貸付金額 1,000万円を限度とします。
- ② 利 息 無利子
- ③ 貸付手数料 当初に、貸付金額の1%を納入していただきます。
- ④ 貸付期間 7年以内
- ⑤ 償還方法 ○据置期間 1年以上1年6ヵ月未満
○均等年賦または均等半年賦償還
- ⑥ 償還期日 ○毎年2月1日または8月1日

○第1回の償還日は、据置期間を経過した後の最初の
2月1日または8月1日とします。

⑦ 保証人 2名の連帯保証

3. 申込から貸付までの手続

(1) 借入申込

必要な書類を添付のうえ、文化財保護資金借入申込書を所轄の市町教育委員会へ提出してください。

令和2年度第2回文化財保護資金の借入申込書の
提出期限は、令和2年11月13日（金）です。
（（公財）滋賀県文化財保護協会事務局必着）

(2) 貸付の決定

調査のうえ、貸付審査会で貸付の可否、貸付金額などを決定し、決定書によって通知します。

(3) 資金の貸付

借受人より借用証書を受領次第、貸付金を送金します。

(4) 借受人は、事業の開始および完了に伴う報告書を提出してください。

4. その他

(1) 資金を目的外に使用したときおよび貸付条件に違反する事実があったときは、貸付金を全額繰上償還していただきます。

(2) 詳細については、所轄の市町教育委員会文化財担当課または当協会事務局総務課へお問い合わせください。

公益財団法人滋賀県文化財保護協会

滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

（滋賀県埋蔵文化財センター内）

TEL：077-548-9780

FAX：077-543-1525